

と き 平成13年2月15日(木)

ところ 農林水産省 第2特別会議室

第1回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

町田生産局総務課長 定刻となりましたので、ただいまから第1回の農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会を開催させていただきます。私、生産局の総務課長の町田でございます。本日はご多忙のところ、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。とりあえず事務局として司会進行を暫時務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。座って進めさせていただきます。

初めに、委員及び専門委員の方々のご紹介をさせていただきたいと存じます。私の左手の方からご紹介を申し上げますので、ご着席のままお聞き取りいただきたいと思います。井上眞理委員でございます。加藤眞代委員でございます。小林信一委員でございます。坂本元子委員でございます。鈴木三義委員でございます。徳江陞委員でございます。間和彦委員でございます。松本聰委員でございます。

以上が委員の方々でございます。

続きまして、専門の事項を調査していただくこととなる専門委員の方々のご紹介をさせていただきます。高橋英三専門委員でございます。高橋芳幸専門委員でございます。武田恭明専門委員でございます。田嶋一専門委員でございます。土居則子専門委員でございます。長尾美奈子専門委員でございます。日和佐信子専門委員でございます。深見元弘専門委員でございます。佛田利弘専門委員でございます。守田純治専門委員でございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、手島忠委員、菊池一郎専門委員及び松井徹専門委員が所用によりご欠席となっております。

なお、農業分科会の委員及び専門委員の方々の名簿を、資料1として配付させていただいております。

次に、会議を始めるに当たりまして、まず当省、生産局長からごあいさつを申し上げます。

小林生産局長 生産局長の小林でございます。事務局を代表いたしましてごあいさつ申し上げたいと思います。まずは、委員、また専門委員の皆様には、非常にご多忙の中を、

この評価委員会の委員、専門委員にご就任いただきまして、またご出席、心からお礼を申し上げます。

私ども、ご承知のように、一昨年の食料・農業・農村基本法制定を受けまして、昨年からは新たな基本計画に基づいて、さまざまな食料・農業・農村施策を進めております。そういった中で、1月6日に省庁再編が行われ、また4月からは独立行政法人という形の中で、新たな器の中で政策を進めていくという状況でございます。その中で、独立行政法人でございますが、本分科会では6つご審議をお願いしたいと思っております。消費技術センター、これはまさに食品の品質とか表示の関係でございますし、また種苗の品種登録、さらには家畜の改良技術、肥飼料や農薬の検査、さらには人材育成、非常に農業現場の多岐にわたる事柄でございます。生産、流通、消費、各場面で国民の皆様方の生活や業務と密接に関係のある行政でございます。これを、今度、独立行政法人という形の中で、私ども、施策と連携、整合性をとりながら進めることとなりますので、どうぞこの円滑な推進のために、よろしく調査、ご審議のほどをお願いいたしたいところでございます。これからの円滑な推進におきまして、私どもも新しい体制の中で頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

町田生産局総務課長　　続きまして、私ども事務局を紹介させていただきたいと存じます。ただいまごあいさついたしました小林生産局長でございます。西藤総合食料局長でございます。内藤品質課長でございます。宮永種苗課長でございます。田原畜産技術課長でございます。吉田生産資材課長でございます。馬場需給対策室長でございます。澤田農業対策室長でございます。斉藤女性・就農課長でございます。

次に、この農業分科会の位置づけにつきまして、私の方から簡単にご説明させていただきたいと存じます。お手元に資料「第1回独立行政法人評価委員会農業分科会資料一覧」というダブルクリップでとめた資料がございますが、その資料の2をお開きいただきたいと存じます。そこに農業分科会の位置づけということで、簡単に表形式で整理してございます。

「農林水産省独立行政法人評価委員会」というのが頭にございまして、ここに関係法人、18法人をご審議いただくために、委員30名、専門委員36名の方をお願いしております。その評価委員会の下に4つの分科会がございます。私どもの農業分科会のほかに、農業技術分科会、林野分科会、水産分科会でございます。農業分科会におきましては、先ほど小林局長からごあいさつがありましたように、そこに掲げてあります6法人についてご審議

をいただくということでございます。

具体的な審議事項でございますが、一番下のところに書いてございますが、独立行政法人に対しまして農林水産大臣が指示をいたします中期目標の案、また独立行政法人がその目標に基づき作成する中期計画の案、さらに独立行政法人の業務の方法を記載する業務方法書等の案、こういったものについてご審議をいただくということになっております。また、この分科会に先駆けまして、先ほど1時から省としての評価委員会総会が開催されてきて、行政法人評価委員会の議事規則が議決されておりますので、その概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料3に議事規則が出てございます。このポイントでございますが、もう1ページめくっていきますと、6条、7条のところでございます。6条で、会議につきましては非公開とする。ということでございます。ただ、第7条で、議事録を作成して、この議事録は公開を基本にする。ということでございます。

なお、農林水産省の独立行政法人の評価委員会令、政令第6条第3項によりまして、本農業分科会の定足数は過半数とされておりますが、現在、委員9名のうち8名の方にご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、本日の分科会は成立いたしておるということをおし添えさせていただきたいと思っております。

それでは、本日は初めての会合でございますので、まず農業分科会の分科会長の選出をお願いしたいと存じます。選出の方法につきましては、独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定によりまして、委員の方々の互選ということになっておりますが、いかがすればよろしいかお伺いをしたいと存じます。

徳江委員　この分科会の審議する内容とかご専門の領域の面から考えまして、先ほど評価委員会の委員長に互選されました松本聡先生をお願いしたいと思っております。

町田生産局総務課長　ただいま徳江委員から、松本委員に分科会長をお願いしてはどうかとのご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

特段ご異議がないようでございます。松本委員に分科会長をお願いしたいと存じます。なお、これより松本分科会長に議事を進めていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。それでは松本委員、恐縮ですが、分科会長席の方をお願いいたします。

〔松本委員、分科会長席に着席〕

松本分科会長　　ただいま分科会会長という大役を仰せつかりました松本でございます。よろしくお願いいいたします。以後、委員の皆様方のご協力によりまして、何とかこの委員会を円滑に運営してまいりたいと思いますので、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきますが、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定によりまして、分科会会長の職務の代理をする委員については、分科会会長があらかじめ指名せよということになっておりますので、私の方から指名させていただきたいと思います。この分科会会長代理は、坂本元子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

（坂本委員、一礼）

それでは、ただいまから議事を進めさせていただきますが、ここで生産局長が所用のため退席させていただきます。

本会は、1時間45分程度、おおむね4時ごろまで行う予定でございますので、あらかじめご協力のほどをお願いしたいと思います。

まず初めに、農業分科会の独立行政法人の概要並びに中期目標につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。なお、本日は、事務局からの説明を受けた後、皆様方に、中期目標につきまして自由にご議論をいただきたいと存じます。中期目標につきましては、正式には次回の第2回目の農業分科会の際に、農林水産大臣から諮問を受けることとなっておりますので、次回に分科会として決議をしたいと考えておりますので、この点についてもよろしくお願いいしておきます。

それでは、初めに、消費技術センターについてご説明をお願いします。

内藤品質課長　　担当しております品質課長の内藤でございます。座って説明させていただきます。

お手元に配付されております分科会資料一覧の資料4の一番最初に「1.独立行政法人農林水産消費技術センターの概要」がございます。まず業務の概要についてご説明したいと思います。

「目的」でございますが、農林水産物、飲食料品、油脂の品質・表示に関する調査・分析、検査などを行いまして、その品質・表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資する。ということを目的に業務を行っております。

具体的には2つに大きく分かれております。「消費者関係業務」と「JAS法関係業務」でございます。消費者関係業務と申しますのは、例にございますように、内分泌かく乱物質等の微量物質の分析、消費者相談等を行っております。JAS法関係業務、JAS法と申しますのは、正式には農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律でございますが、この関係の業務を行っております。日本農林規格、JAS規格と申しておりますが、JAS規格、それから品質表示基準の定められた農林物資の検査。JAS規格に適合していることを確認いたしましてJASマークを付する格付の業務、農林水産大臣の指示に基づきまして、店舗等へ立入検査を行い、内容が適正かどうかを確認するという業務、一般消費者の利益を著しく害するような不適正な品質の食品等が出た場合に、農林水産大臣の要請に基づきまして行います飲食料品の品質等の調査、分析、検査の業務でございます。これらの業務は、いずれも食料・農業・農村基本法に明記されております食料消費に関する施策の充実という項目の一環をなすものでございます。

3番目に「組織」が書いてございます。本部は大宮市に置かれておりまして、そのほか地域センターとして7カ所設けるということになっております。

「資本金」でございますが、政府出資金で現物出資、約68億円、これは台帳上の価格でございますので、今後時価を基準に評価する必要がございます。

「役職員」については、理事長1人、理事2人以内、監事2人、役職員といたしまして合計して、移行時には483名という体制になっております。

続きまして、ちょっとめくっていただきまして、資料5でございます。中期目標につきまして続けてご説明したいと思います。「独立行政法人農林水産消費技術センター中期目標(案)」でございます。

まず「中期目標の期間」でございますが、平成13年4月1日から18年3月31日までの5年間。第2、第3と、業務の効率化、サービスの向上が書いてございます。これにつきましては、独立行政法人農林水産消費技術センター法という法律がございますが、そこに規定されております業務ごとに整理して書いてございます。

まず「1 業務の重点化」でございますが、食品の品質・表示に関する調査、分析、情報の収集、整理、提供でございます。消費者のニーズ、食品の流通・消費の実態を踏まえて、必要性の高い課題を選定して重点的に実施する。イといたしまして、残留農薬等の微量物質の調査分析でございますが、今後いろんな需要が出てまいります。それに的確に対応できるよう、既存の調査分析の時間を目標期間中に概ね10%削減するなどのこと

によりまして、その調査分析の迅速化を図る。ウといたしまして、インターネット等の媒体の活用。

「(2) 農林物資の検査等」でございますが、先ほども申しました改正ＪＡＳ法によりまして新しく表示が義務づけられました生鮮食品、加工食品、遺伝子組換え食品、有機農産物等の表示の検査を重点的に実施する。それと加工食品の検査業務をこれまでやっていたわけでございますが、それにつきましても検査の所要時間を、目標期間中に概ね10%削減することによって迅速化を図る。こういう目標を掲げております。

次のページでございますが、イといたしまして、ＪＡＳ規格による格付でございますが、今後強化すべき業務、先ほどいいましたような業務がいろいろあるわけでございますので、それに対応できるよう業務運営の効率化を進める。

「(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究」でございますが、必要性の高い課題を重点的に実施するという目標にしております。

「2 組織体制の整備」でございますが、情勢の変化、科学技術の進歩に対応して、機動的かつ効率的に業務を推進できるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制を整備する。

「3 業務運営能力の向上」でございますが、研修などを計画的に実施し、また先進的な技術、知識等の導入に努める。

4といたしまして、業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。

5といたしまして、職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。

「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

1、食品の品質・表示に関する調査、分析、情報の収集、整理・提供でございますが、(1) 平成12年に閣議決定されました食生活指針の普及・定着、食料自給率の向上に資するための食生活、食品の消費の改善に関する情報を積極的に提供する。その次の行に具体的な目標も掲げております。

(2)といたしまして、食品の安全性、品質にかかわる事故、汚染等の発生に際しましては、わかりやすく、迅速な情報提供ができる体制を整備する。

(3)といたしまして、食品に含まれる微量物質の適正な調査分析を行う。

(4)といたしまして、改正ＪＡＳ法による定期的なＪＡＳ規格の見直しに必要な食品など

の品質の調査分析を行う。

(5)といたしまして、国際規格に我が国の意見を反映させるために必要な食品の品質の実態調査、海外情報の収集など。

(6)といたしまして、消費者に対しまして適切に情報を提供するためのインターネットの活用、広報誌の発行。アンケート調査などによりまして、提供した情報、提供方法についての効果測定を行う。それによって顧客満足度を3.5以上得るようという目標を掲げております。

「2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導」でございます。

(1)といたしまして、品質表示基準の遵守を確認するために、そこに書いてございますように、年間6,000店舗以上の店舗について調査を行い、生鮮食品の原産地表示を行っているかどうか、内容が適正かどうか確認をする。

(2)といたしまして、国際標準対応の体制整備のため、国際標準に基づく審査ができる有資格者の養成を行う。

(3)といたしまして、登録認定機関の登録の申請に対する処理を迅速に行うよう、その報告目標期間を定めております。

(4)といたしましては、JASマークが適正に付されていることを確認するため、年間700件以上の検査を行うという目標。

(5)といたしまして、ISO、HACCPなどの高度な品質管理技術が導入できますよう目標期間中に10品目以上につきマニュアルを作成する。

(6)は、依頼検査を適切に行う。

「3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習」でございますが、検査技術に関する調査・研究につきましては、次のページでございますけれども、アイウエと並べておりますが、生鮮食品の判別技術等、ここに掲げてあります技術開発を重点的に行う。

(2)といたしまして、その実施に当たりましては、年次計画・年度計画を作成し、きちんと進行管理を行う。

(3)といたしまして、その成果につきましては積極的に公表する。

「4 立入検査等に関する事項」を書いてございますが、次のページになりますが、農林水産大臣の指示によりまして、立入検査を行うに当たりましては、適切な人選、迅速かつ正確な報告等に留意し、厳正に実施するという目標。

5といたしまして、農林水産大臣から法律に基づきまして、調査、分析、検査を緊急に

行うようという要請があった場合には、最優先して取り組み、迅速かつ正確な実施に努めるという目標を掲げております。

6といたしまして、海外機関等からの要請に応じて研修生の受け入れなどの国際協力を行う。

第4 財務につきましては、適切な業務運営を行うことによって収支の均衡を図る。

第5 その他でございますが、1といたしまして、施設・設備に関する整備計画を作成する。

2番、職員の人事でございますが、(1)といたしまして、現状の人員構成をもとに、職員の人事に関する計画を定め、その実現に努める。

(2) 人材の育成、確保を図るということで、そこに研修の開催回数の目標等を掲げております。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、ご説明いたしました。

松本分科会長 それでは、続きまして種苗管理センターについてご説明をお願いいたします。

宮永種苗課長 種苗課長の宮永でございます。よろしくご説明いたします。先ほどの資料4の2枚目でございますが、種苗管理センターの概要についてご説明させていただきます。

種苗管理センターでございますが、業務といたしましては、品種登録に係る栽培試験、あるいは農作物の種苗の検査、ばれいしょその他の農作物の苗を生産、配布いたしまして、適正な種苗登録の実施と優良種苗の流通を確保することを目的といたしまして業務を遂行いたします。

業務の中身でございますが、順に申し上げますと、まず品種登録に係る栽培試験を行うこととしております。これは種苗法に基づく栽培試験でございます。出願時の審査のための栽培試験、あるいは登録品種の調査のための栽培試験を行っております。

種苗の検査でございますけれども、優良な種苗が流通していることを保証する、確保する意味で、発芽率とか不純物がまざっていないことを確認いたしましたり、病気に汚染されていないようなこと、この辺を確認する業務をしております。

ばれいしょ、お茶、さとうきびにつきましては、なかなか増殖率が低いということもございまして、病気に冒されていない優良な品種を国でつくって今までやってきておりました。この原種とか原原種に係る部分につきましては、種苗センターで生産をいたしまして、

都道府県等に配布をいたします。これに付随した調査・研究を実施いたします。また種苗に関する情報収集、また技術の研修も実施することとしております。

(7)でございますけれども、ジーンバンクの関係でございますが、遺伝資源の保存のための種子の再増殖ですとか、栄養繁殖性の植物の保存ということも実施することにしております。

本部はつくば市にございまして、出資金は113億となっております。農場につきましては、北海道から沖縄まで、全国に14の農場、支場、分室等がございます。

続きまして中期目標でございますが、資料をごらんいただきたいと思います。種苗センターの中期目標といたしましては、まず期間でございますけれども、平成13年4月1日から5年間としてございます。

次に「業務運営の効率化に関する事項」でございますが、まず品種登録に係る栽培試験につきましては、(1)に書いてございますが、実施農場は数多くございますので、農場ごとに担当植物を集約化いたしまして効率化を図っていこうと考えてございます。

栽培試験のとりまとめも効率的に行いまして、報告の迅速化を図っていこう。

あとは、担当者の業務運営能力の向上を図るために新しい技術知識等を導入していこうと考えております。

農作物の種苗の検査につきましても、先進的な技術・知識を導入いたしまして、担当者の能力の向上を図っていきたいと考えております。

3番目でございますが、ばれいしょ、お茶、さとうきびの原原種、あるいは原種の生産・配布でございますが、この分野につきましては、省力化とコストの低減を図りまして進めていきたいと考えておりますし、また新しい技術・知識を導入いたしまして担当者の能力向上を図ってまいります。

そのほか、これに関連する調査・研究業務につきましては、現場、または種苗業者等のニーズを考慮いたしまして、優先順位の高いものから重点的に実施をしていきたいと考えております。

同様でございますけれども、担当者の業務運営能力の向上のために新しい技術・知識の導入に努めてまいります。

2ページ目でございますが、そのほか附帯する業務につきましても重点実施をしていきたいと考えておりまして、情報収集ですとか技術指導につきまして、あるいは海外研修生の受入れ、災害対策用の種子、そういったところに重点的にもっていきたいと考えており

ます。

指定種苗の種子の集取でございますけれども、これにつきましては、検査担当者の能力の向上に努めるために、先進的な技術・知識の導入を図っていきたくと考えております。

そのほか、試験・研究の素材となる増殖等につきましても同じようなことでございます。

8といたしまして、人員の集約を図ってまいります。関西品種調査農場というのがございますけれども、これを平成15年3月までに移転を完了して、より業務運営の効率化を図っていきたくと考えてございます。

第3といたしまして業務の質の向上でございますが、各項目ごとに業務の質の向上目標を定めてございます。

まず最初に栽培試験でございますが、これにつきましては、栽培試験実施体制の強化を図るということで、出願状況が最近非常にふえてまいっておりますので、それに対応した内容改定を進めていきたくと考えております。

具体的な試験でまいりますと、栽培試験の対象植物が最近要望が非常にふえてまいっておりますので、中期目標の期間5年の間に10種類程度は対象植物の拡大を図っていきたく。また、これに要するマニュアルにつきましても、栽培・特性調査マニュアルにつきまして毎年度2種類、また特殊検定マニュアルにつきましても、毎年度5項目程度といたして目標を定めた上で、新しいマニュアルを開発していきたくと考えてございます。

遺伝資源の関係につきましても、対照保存品種も、非常に量が多いのでございますけれども、昨今の情勢にかんがみまして毎年度300品種ぐらいは拡大を図っていきたくと、ちょっと大きな目標を掲げてございます。

3ページ目でございますが、新規植物につきましても、新規植物がどんどんまいりますので、種類別の品種基準を作成する必要があるございますが、これも昨今の増加傾向にかんがみまして毎年度15種類ぐらいは新しい基準をつくっていきたくと考えております。その基準をつくる期間、なかなか難しゅうございますが、何とか1つの種類を2年ぐらいで基準作成するように努めていきたくと考えております。

農作物の種苗の検査につきましては、依頼検査でございますけれども、依頼のあった日から50日以内に検査結果を報告するように、原則90%ぐらいは50日以内に終わりたいと考えております。

また、依頼される業者の意向を把握するためのアンケート調査を実施いたしまして、より質の向上に努めていきたくと考えておりますし、検査の項目につきましても拡大をして

いきたいと考えてございます。

3でございますが、ばれいしょ、お茶、さとうきびの原種及び原原種の生産につきましては、供給量を確実に確保できる体制をもっていきたい。また病気にかかっているのは困るわけですが、病気の割合につきましても、ここに掲げておりますように、病気の罹病率が0.1%未満、これは栄養体繁殖でございますので、萌芽率、活着率等につきましても、ここに掲げておりますように90ないし80という高い割合を確保していきたいと考えてございます。この原原種につきましても、配布先でございます都道府県に意向調査をいたしまして、アンケートの中で相当程度の高い評価が得られるように目標を置いていきたいと考えております。

(5)でございますが、食料・農業・農村基本計画に即しました不測時の体制でございますけれども、種苗の緊急増殖体制の確立ということに対しましても、体制を十分に整備をしていきたいと考えてございます。

(6)と続けてございますが、試験・研究機関が新しい品種を出してきた場合に、なるべく早く世に出すように、栄養体繁殖でございますのでなかなか増量が難しいのですが、何とか早期にもっていきたいと考えてございます。

調査・研究、細かいところは飛ばしまして、5の附帯業務でございますけれども、まず情報提供につきまして内容を充実していきたい。ホームページ等を活用していきたいと考えております。

農林水産省からの要請に基づきまして、国際関係の機関、UPOV、ISTAへセンターの職員を派遣してまいります。

5ページ目でございますが、外国からの専門家派遣要請がございますので、これに対してはセンターの職員を派遣して技術指導を行うこととしております。また、JICAの要請に基づきまして海外の研修員の受入れ及び研修を実施いたします。

(5)でございますが、災害対策用の種子の確保につきましても、予備の貯蔵量、そば28トン、大豆5トンというように具体的な目標を定めまして生産及び貯蔵をしていきたいと考えております。

指定種苗の集取につきましては、流通している種苗の状況をチェックするわけですが、毎年、表示検査につきましては1万8,000点、集取につきましては3,500点というように目標を定めまして計画的に実施していきたいと思っております。

農業生物資源研究所が実施いたしますジーンバンク事業の計画にも沿いまして、ジーン

バンクの方の仕事もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、家畜改良センターについてご説明をお願いいたします。

田原畜産技術課長 畜産技術課の田原でございます。よろしくをお願いいたします。資料4の「3. 独立行政法人家畜改良センターの概要」をごらんください。

私どもは家畜改良センター本所と、全国に11ヵ所牧場をもっておりまして、その牧場におきまして家畜の改良、増殖、飼養管理技術の改善、飼料作物の種苗の生産や配布、こういったことを行うことによりまして、優秀な家畜なり飼料作物の普及に努め、その結果として畜産の生産性の向上なり品質の向上に努めている次第でございます。

目的は今申し上げたとおりでございます。

具体的な業務でございますけれども、現在、家畜改良センターにおきましては、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、山羊、羊等の家畜を飼っておりまして、それぞれの家畜の改良、より生産性の高い個体の選抜をやっておりますし、選抜されたものの増殖、さらには飼養管理技術の改善を行っています。具体的には、例示で書いてございますけれども、各地の種畜の検査でありますとか、優秀な雄牛を選抜するための全国的な後代検定というものもやっております。そのほか、省力的な生産体系の実証等もやっております。この結果、作成された優秀な家畜につきましては、それを配布したり貸付けを行っておりますし、最近では特に人工授精用の精液という形でこれを配布しておるところでございます。

飼料作物関係につきましては、日本の飼料作物の種子はほとんどが外国で増殖されます。外国で増殖される種子の生産、あと国内で実証展示をするための種子の生産や配布を行っております。また外国に出す際に、日本もOECDの種子品種証明制度に参画しておりますので、この証明制度に基づく海外増殖用の種子の検査、それから国内流通種子の検査等を行っております。

以上申し上げました業務にかかわる調査・研究並びに講習・指導等を行っております。

(7)にございますけれども、家畜改良増殖法の規定や種苗法の規定に基づく立入検査なり種苗、精液等の集取を行っております。

組織からみますと、先ほどご紹介いたしましたように、福島県西郷村にセンター本所がございまして、このほか全国、北は北海道・帯広、十勝から南は九州・宮崎まで、11ヵ所牧場をもっております。

資本金は、先ほどのとおり、今、時価の精査をやっておりますけれども、土地等ございますので、約460億円程度になろうかと思えます。

現在、職員955名という体制でございます。

以上、家畜改良センターの概要でございます。

続きまして、資料7「独立行政法人家畜改良センター中期目標（案）」についてご説明させていただきます。

中期目標の期間につきましては、家畜改良というのは、ご承知のように牛などは1年1産でございますので、長い時間がかかりますので、今回5年間の中期目標期間を設定させていただきました。

業務の運営、効率化に関しましては、基本的な考え方としましては、今の農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」さらには畜産関係の政策指針であります「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」「家畜及び鶏の改良増殖目標」「飼料増産推進計画」、こういったものを踏まえて業務の重点化を図っていきたいと考えております。

具体的には、家畜改良の分野では、日本の畜産の実態を踏まえまして、最も重要とみなされます乳用牛、肉用牛、豚、鶏、この4畜種に重点化して業務を進めていきたいと考えております。

飼料作物種苗の生産につきましては、新しくできました優良品種の普及を促進するという観点から、増殖対象の品種系統を10%くらい減らしまして、新しい品種を対象を重点化していきたいと考えております。

そのほか、管理運営費、消耗品等については5%程度の節減を図ることとしております。

家畜改良につきましては、農水省ばかりでなく、県やいろんな試験研究機関との連携が重要でございますので、こういった機関との連携を強化していくことにしております。

第3、サービスの質の向上に関する事項でございます。2ページ目をみていただきますが、個別の畜種ごとに簡単にご説明させていただきますと、乳用牛につきましては、一番主体となっておりますのがホルスタインでございますが、そのほかジャージーとかいろいろな品種がございますけれども、家畜改良センターにおいてはホルスタイン、日本の品種のほとんどがホルスタインが占めるわけですが、ホルスタインの改良に重点を置いて実施していきたいと考えております。

ホルスタイン種については、どういう事業を推進していくかといいますと、(ア)のと

ころに後代検定事業というのがございます。これは、優秀な雄牛の候補を毎年185頭程度確保いたしまして、その185頭の中から、どれが優秀であるかという選抜を行う事業でございます。雄牛の子供である雌牛の能力を比較いたしまして、候補種雄牛の中から実際の供用する種雄牛を選ぶという事業でございますが、これを推進していくことにしております。

(イ)は遺伝的能力評価、これは家畜改良センターの方で全国、今使われております雄牛や雌牛の能力評価を実施しておりますが、これを引き続き実施いたしまして公表していきたいと考えております。その内容につきましても、bにあるとおり、内容を改善していきたいと考えております。

家畜改良センター自らも候補種雄牛というものを毎年35頭程度着実に生産していきたいと考えておりますし、また優秀な雄牛や雌牛を毎年160頭程度配布したいと考えております。

ホルスタインのほか、ジャージー種も飼っておりますが、ジャージー種につきましては、自ら行う育種改良から遺伝的能力の評価を実施して、農家の方々にそれぞれの飼っていらっしゃる牛の遺伝的能力をお伝えするという事業、そういう形を通じた改良に重点を移していきたいと考えております。

肉用牛につきましては、日本の和牛の主要品種であります黒毛和種の改良に重点を置いて実施していきたいと考えております。このためには、乳用牛と同様でございますけれども、候補種雄牛の能力を検定する後代検定事業を推進すること、それから新たに肉用牛の遺伝的能力の評価手法を確立いたしまして、その評価を実施して、その結果を公表していきたい。平成15年度までに手法を確立しまして、実施していきたいと考えております。

センター自らも候補種雄牛を供給していきたい。毎年10頭程度供給するとともに、雌牛をも含めて優良な種畜を120頭程度配布していきたいと考えております。

豚につきましても、アにございますけれども、遺伝的能力評価、豚についてはまだ、牛に比べておくれておりますので、それぞれの豚の遺伝的能力の評価手法を開発し、実用化していきたいと考えております。

センター自ら優良な種豚を生産するわけでございますけれども、新たに平成17年度までに新しい雄型の系統造成を完成させたいと考えております。

鶏につきましては、今後、消費者ニーズ、例えば卵の質でありますとか肉質、こういった品質面を重視した改良に取り組んでいきたいと思っております。

アにありますけれども、具体的には、卵用鶏におきましては、卵の内容でありますとか、卵の殻の強いものでありますとか、肉用鶏におきましては、食味だとか低脂肪のもの、こ

こういったものの改良を進めるために、まずそういった形質の測定方法等の開発・実用化を進めていきたい。それから今申し上げましたような特徴をもちました種鶏を、卵用鶏において4系統、肉用鶏において5系統完成させたいと考えております。

それ以外の、馬、山羊、めん羊等につきましても、優良な種畜の配布を行っていききたいと思っております。

(6)の種畜検査、これは法律に基づく検査でございますけれども、これも的確に実施していく予定にしております。

(7)に「家畜の遺伝資源の保存」ということで、例えば日本在来の牛等につきまして、生体で保存を実施しております、これは独立行政法人の生物資源研と連携しながら着実に実施していきたいと考えております。

そのほか「飼養管理の改善」等、家畜について行っていききたいと考えております。

飼料作物関係につきましては、毎年80品種、20トン程度の種子の供給能力を確保するとともに、先ほど家畜では生体保存という形で遺伝資源の保存をやっておりましたけれども、飼料作物につきましても、栄養体保存なり種子の形での保存、再増殖というものをやっていく予定にしております。

飼料作物の種子の検査につきましては、現在、種子検査に10日程度かかっておりますけれども、その検査期間を7日程度に短縮して合理化を図りたいと考えております。そのほか飼料作物種子の地域適応性検定試験も70系統程度実施したいと考えております。

「調査研究」部門でございますが、6ページ目をみていただきますと、育種関連技術に係る調査研究につきましては、まず遺伝子育種技術の開発に努めていきたい。乳用牛、肉用牛について、泌乳形質でありますとか肉量だとか肉質等と連鎖しておりますDNAマーカーを特定し、これを育種に活用できるようにしていきたいと考えております。豚、鶏についても同様、重要な形質とリンクしておりますマーカーを特定していきたいと考えております。

「繁殖関連技術」につきましては、受精卵移植技術というのは、かなり技術的にも高くなってきておりますけれども、この技術の一層の改善を図っていききたいと考えております。またクローン技術につきましても、改善を図るとともに、(イ)にありますけれども、クローン個体の相似性の調査等でありますとか、繁殖性の確認を実施していきたいと考えております。

「飼養管理関連技術」につきましては、搾乳ロボット等と泌乳性の関係などいろいろな

飼養管理を行う上で必要な調査を実施していきたいと考えております。

「5 講習及び指導」でございますが、センターで達成されましたいろんな成果を積極的に発表、普及させていきたいと考えております。

8 ページ、海外でございますけれども、海外からの技術協力要請について、可能な限りその要請にこたえていきたいと考えております。

6 番目、法律に基づく立入検査等につきましても、大臣からの指示に従い的確に行うことにしております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、肥飼料検査所についてご説明をお願いいたします。

吉田生産資材課長 生産資材課長の吉田でございます。よろしく願いいたします。

まず資料4の5枚目でございますが、「4. 独立行政法人肥飼料検査所の概要」というところをみていただきたいと思っております。

「目的」でございます。そこに書いてございますように、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材、これらの検査等を行うことによりまして、肥料、飼料及び土壤改良資材の品質の保全を図ること。ということでございまして、このために、肥料につきましては肥料取締法、飼料及び飼料添加物につきましては飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、土壤改良資材につきましては地力増進法、この3つの法律でそれぞれこの資材についての検査を行う機関として位置づけられてございます。

「業務」でございますが、肥料、飼料、飼料添加物、土壤改良資材の検査を行うことでございますが、まず肥料取締法に基づく業務がございます。肥料は多くのものが登録制度でございますが、この登録に当たって、申請書の記載事項及び肥料の見本の調査ということでございまして、申請書の記載事項が合っているかどうか、あるいはそれぞれの肥料につきまして、主要成分、この程度なければいけないというものが公定規格として定められておりますが、それに合致しているかどうか、そういった調査を行います。そういう公定規格がないものは仮登録の審査を行うこととなりますが、それに加えて、公定規格の設定に必要な肥効試験を行います。また、依頼によりまして、肥料、飼料、飼料添加物、土壤改良資材、それぞれ検査を行うということでございます。

飼料、飼料添加物については、 に特定飼料があるかと思っております。 規格設定飼料があります。こういったものについては、あらかじめ規格が定められております。こういった

ものについて検定、あるいはその規格の適合しているかどうかの表示、こういったものの業務がございます。

(3)であります、飼料、飼料添加物につきましては、指定検定機関が法で位置づけられています。肥飼料検査所以外に、先ほどの(2)で書いてございます飼料なり飼料添加物の検定、これは指定検定機関というものが実施することができることになってございますが、そういう指定検定機関に対する技術上の指導も業務としてございます。

あと附帯業務がございまして、さらに(5)(6)(7)と、それぞれの法律に基づきまして立入検査、場合によっては収去、あるいは集取ということを行うことが主な業務でございます。

続きまして資料8をお願いいたします。今申し上げましたように3つの資材について、それぞれ扱ってございますので、ちょっと煩雑でございますが、お許しいただきたいと思っております。

中期目標の期間は5年間でございます。平成18年3月31日までの5年間でございます。

「第2 業務運営の効率化に関する事項」でございますが、まず肥料関係業務でございます。背景として、(1)(2)(3)それぞれのところで書いてございますが、例えば汚泥といったような未利用資源、こういったものを肥料にするのが非常に進んできております。こういったものを背景にしまして、今後肥料の登録申請件数が年間約5%ずつ増加していくのではないかと見込んでおります。そういった中で、業務の効率化なり職員の資質の向上を図りまして、職員1人当たりの調査件数を約5%向上させていきたいということでありませぬ。

収去品の検査につきましても、そういったことを背景にしまして、(2)の下から3行目ぐらいから書いてございますが、従来から検査の対象としてきました肥料の分析成分点数を約10%削減する。その一方で、汚泥肥料といった有害成分を含有するおそれのある肥料の検査を充実するというところでございます。

(3)の立入検査についても同様でございまして、アに書いてございますが、(ア)の中ほどから、品質管理等の不十分な生産事業場に対して立入検査業務を重点化していきまして、立入検査件数を約15%削減したい。一方、やはり有害成分を含有するおそれのあります汚泥肥料の生産事業場に対する立入検査件数、それから収去点数の増加を図っていきたいということでございます。

2ページのイでございます。肥料等の収去に際しましては、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去する。これによりまして、中期目標期間中の収去点数を約15%削減し

たい。その一方で、未利用資源を原料とする汚泥肥料等については、収去点数を増加させるということでございます。

続きまして、飼料及び飼料添加物関係でございます。これにつきましても、(1)でございますが、業務運営を効率化いたしまして、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させる。

立入検査でございますが、 に書いてございますが、データベース化を行いまして、立入検査に係る事務の迅速・効率化を図るとのことと、 の2行目以下から書いてございますが、国内単体飼料製造業者の製造に係る飼料の検査を効率化いたしまして、我が国の飼料の大部分を占めます輸入飼料原料の検査の充実を図るとのことでございます。

3の土壌改良資材関係でございますが、(1)の集取品の検査でございます。これは集中的な検査を行うことによりまして、集取品1点当たりの試験時間を約10%削減する。

立入検査につきましても、過去5年間の立入検査実績を踏まえまして、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。

現時点で、まだ立入検査未実施業者が相当程度存在しますので、未実施業者を極力減らすように立入検査を実施していきたいということでございます。

第3の国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上関係でございます。

まず肥料関係でございますが、肥料の検査につきましては、肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査につきましては、事務処理の効率化を図りまして、農林水産大臣への調査結果の報告を、そこにa b cと書いてございますが、以下の期間内に完了するというところでございます。

肥料の登録情報につきまして、データベース化しまして、これを迅速かつ確実に提供していきたい。

また、業務についてのアンケートを実施いたしまして、業務運営の改善を行っていききたいということでございます。

肥料公定規格の設定等に関する調査につきましては、仮登録肥料に係る肥効試験につきまして、原則として1年以内に試験結果をとりまとめる。

また(イ)に書いてございますが、肥料公定規格の設定等に関する調査につきまして、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件調査結果をとりまとめて大臣に報告をする。

ウの収去品の検査でございますが、肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、特に安

全性確認の必要がある肥料について植害試験を年間15件以上実施をするということでございます。

4ページでございますが、収去品の検査結果をデータベース化したしまして提供していきたい。

工の分析・鑑定を受託でございますが、依頼分析については極力実施をする。標準処理期間を定めまして、その期間内に適切に処理をしていくということでございます。

オの調査研究は、(ア)から(ウ)まで書いてございますが、そのような3課題の調査研究の結果をとりまとめることにしてございます。

(2)の附帯業務でございますが、1つは標準試料の配布、これは肥料の検査に必要な物差しとして標準試料というのがございます。これは、検査の正確を期すために2年に1回作成をしていって、保管をするということでございます。

研修・指導等につきましては、それぞれ書いてございますが、研修については年に20回以上実施をする。

(イ)の県等の要請に応じまして講師の派遣を行っていきたい。

国際協力につきましては、JICA等の要請に応じて海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行っていきたいということでございます。

5ページでございますが、行政相談への対応、当然のことながら消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行ってまいりたいということです。

(3)としまして、肥料取締法の規定による立入検査、質問、収去でございますが、立入検査等の結果につきましては、農林水産大臣に40営業日以内に報告するということでございます。

2の飼料、飼料添加物関係でございます。

(1)の検査でございますが、アの飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査というところで、(ア)の2行目に書いてございますが、中期目標の期間中に75品目程度、基準・規格等の設定・改正を行うための技術的な内容の調査を行っていくということでございます。

イのモニタリング検査でございますが、(ア)から(オ)まで書いてございますが、飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査を実施しまして、その適合状況を事業年度ごとにとりまとめていく。

(イ)に書いてございますが、抗菌性飼料添加物につきましては、耐性菌の発現するこ

とがございますが、こういったもののモニタリング調査を実施をしていきます。

(ウ) 組換え体利用の飼料でございますが、これにつきましては、検査体制を整備するとともに、組換え体飼料のモニタリング検査を実施していく。

(エ) でございますが、事故が発生した場合の迅速な対応ということで、飼料製造管理者による管理状況の調査等を行うとともに、これらのデータベース化を行ってまいりたいということでございます。

6 ページでございますが、(オ) として製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的な指導、情報提供を行ってまいりたいということです。

ウ、H A C C P に関する調査及び検証でございますが、飼料工場におきます飼料中の飼料添加物、飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行う。

飼料、飼料添加物の試験の受託でございますが、肥料のところでも申し上げたと同様であります。極力実施をしてまいります。

オ、飼料及び飼料添加物の検査技術の向上ということで、分析法の開発・改良をこの期間中に約20件実施し、分析法の解説書を作成していく。また、分析法につきまして、国際基準との比較検討を、中期目標の期間中に約10件実施していく。

カ、標準品等でございますが、抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。

キ、調査研究でございますが、下から2行目に書いてございますが、食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査等を実施していきます。

(2) 検定及び表示に関する業務でございますが、7 ページにかかりますが、飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理します。また、業務についてのアンケートを実施して改善を行ってまいります。

検定方法等の技術的内容に関する調査等を行います。

(3) でございますが、指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導ということで、これも下の方に書いてございますが、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施をしていく。

附帯業務でございますが、研修・指導、研修は年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を年2回以上、あと県等の要請に応じた講師の派遣、国際協力、行政相談への対応等々につきましては、肥料のところと同様でございます。

8 ページでございますが、飼料安全法の規定による立入検査、質問、収去でございますが、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に立入検査及び質問の結果を報告しま

す。また収去品の試験結果につきましては、その試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告をいたします。

土壌改良資材関係でございます。検査でございますが、(ア)のところに書いてございます。品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施いたします。(イ)に書いてございますが、集取品の検査結果をデータベース化して、利用者が活用し得る場として提供いたします。

また受託試験につきましては、極力実施で、標準処理期間を定めて、その期間内に適切に処理をいたします。

附帯業務のところは、研修及び指導、国際協力、行政相談への対応等々は、先ほどの2件と同様でございます。

最後のページでございますが、地力増進法の規定による立入検査につきましては、立入検査の結果について、農林水産大臣に60営業日以内に報告をしております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

次に、農薬検査所について、ご説明をお願いいたします。

吉田生産資材課長 続きまして、また私から農薬検査所の方を説明させていただきます。

資料4の7枚目、「5. 独立行政法人農薬検査所の概要」でございます。

「目的」は、農薬の検査を行うことによりまして、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ること、ということございまして、農業生産の観点だけではなくて、人の健康なり環境への影響といった観点から安全性の確保ということを目的にしております。

「業務」としましては、農薬の検査を行うことございまして、我が国で販売されます農薬というのは、農薬取締法によりまして農林水産大臣の登録を受けなければならないということになってございまして、登録申請者から提出されます各種試験成績につきまして農薬検査所が検査を行っているということでございます。

附帯業務ということで、アに農薬登録申請に係る毒性試験成績等の信頼性確保のため、試験施設に対する農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) の適合確認というのがあろうかと思えます。要は、その施設が十分な性能をもったものかどうかということを確認するということございまして、具体的には試験施設に専門の知識、経験を有する十分な職員がおられるかどうか、適切な施設、機器、材料が利用されているかどうか

か、また標準作業手順といったものが定められているかといった事柄を確認するという
ことでございます。イ、ウ、科学技術の進歩に対応した農薬検査技術の向上、検査内容の改
善に資する調査研究。農薬登録制度に係る国際調和を目的としたOECD等の取組への参
加、開発途上国への農薬に関する技術的支援等を行ってございます。また立入検査、これ
は農薬取締法に基づく立入検査、それから集取を行ってございます。

「主たる事務所」は東京の小平市、1カ所でございます。

「資本金」は51億円、これは、土地、建物でございます。

現在、68人の職員がおります。

申しわけございません。先ほど肥飼料検査所のところで、主たる事務所なり役職員、忘
れましたので、前のページにちょっと戻っていただきたいのですが、肥飼料検査所は、埼
玉県大宮市、それ以外に5カ所ございます。資本金が19億円で、現在の職員は141人おりま
す。これは肥飼料検査所の分、言い忘れましたので、つけ加えさせていただきます。

農薬検査所の中期目標、資料9でございます。

中期目標の期間でございますが、5年間、平成18年3月31日まででございます。

業務運営の効率化に関する事項でございますが、農薬の検査につきましては、近年、試
験項目が増加して、各検査の検査内容が高度化なり複雑化する傾向がございます。そうい
った中で、検査の質を確保しながら効率化を図って、1申請当たりの検査期間を5%削減
をしたいということでございます。

附帯業務でございますが、GLP適合確認につきましては、実地訓練などによりまして
職員の資質の向上を図ります。これを通じまして業務の効率化を図り、申請から適合確認
がなされるまでの1件当たりの処理期間を5%削減をしております。

第3でございますが、業務の質の向上でございます。

農薬の検査関係では、農薬検査の迅速化ということで、1ページの下から2行目から書
いてございますが、標準処理期間、1年6ヵ月でございますが、このうちに登録できるよう
に、以下の検査期間内に検査を完了させるということでございまして、これは農薬の種類
によって分かれてございますが、登録保留基準というものを設ける農薬について1年5ヵ
月以内、その他の農薬については11ヵ月以内に検査を完了させるということでございます。

イに書いてございますが、生物農薬の実用化の促進等、新たなニーズに対応した農薬検
査につきましても、登録検査体制の充実を図ることによりまして一層の迅速化を図ってま
いります。

次に附帯業務でございますが、G L P適合確認の迅速化ということでございます。この項の一番下を書いてございますが、査察実施後6週間以内に国に報告を行うということを目標にいたします。

調査研究でございますが、アのところに書いてございますが、O E C Dテストガイドライン等がございますが、この検証に取り組みまして、我が国への導入の可能性について検討を行ってまいります。

また、農薬中の有害副成分の分析技術の研究にも取り組んでまいります。

(3)の情報収集等でございますが、コーデックス食品規格委員会、あるいはO E C D加盟国で作成されております農薬の毒性及び残留性の評価概要、あるいは国内外の主要農薬ごとの文献情報を積極的に入手してまいります。

3ページでございますが、研修・指導に関しましては、県等からの要請に応じまして、研修会、技術指導会等に職員を講師として派遣してまいります。

国際等への対応といたしましては、新たなO E C Dのテストガイドライン等の策定、あるいは外国・地域との間におきますG L P制度の相互承認に係る協定、あるいは2国間の取り決めの増加、こういったことが予想されます。これらに技術的に貢献するために、必要に応じまして国際会議等に職員を派遣してまいります。

海外技術支援につきましても、発展途上国等からの要請に応じまして、専門技術的な面での支援を行ってまいります。

また、申請者、あるいは国内管理人に対しましてアンケート調査を行いまして、業務の質の向上を図ってまいります。

情報の保全・管理につきましても、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止を図るなど、情報の適正な保全・管理に努めてまいります。

農薬取締法の規定によります集取・立入検査でございますが、集取、または立入検査を実施した場合には、その結果を、原則として1ヵ月以内に農林水産大臣に報告を行ってまいります。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、農業者大学校についてご説明をお願いいたします。

斉藤女性・就農課長 資料4、最後のページをおあげいただきたいと思います。

独立行政法人農業者大学校でございますが、その「目的」は、青年である農業者に対す

る近代的な農業経営に関する学理及び技術、さまざまな教養なり、あるいは専門的な教科の勉強、あるいは技術の習得、そういったものを行うことによりまして、我が国の地域農業のリーダーとなるべき農業経営者を育成する機関でございます。

「2 業務」でございますが、青年である農業者に対する必要な学理及び技術の教授を行っております。中身としましては、の3年間の講義、演習、実習を組み合わせた教育をすることがございます。が、特に果樹経営に関する、こちらは1年間の機械化営農実習をやるところがございます。

附帯業務としまして、卒業生に対しまして、卒業後も必要な情報提供なり実態調査を行うというものがございますし、また、他の教育機関に対しまして教育方法に関する情報提供なども行っていきたいと考えております。

「3 主たる事務所」ですが、主たるところは東京都の多摩市にございますが、これ以外に果樹関係としまして、ほかに2カ所ございます。

「資本金」ですけれども、政府出資のみで、52億円でございます。

「5 役職員」はごらんのとおりで、職員は45人でございます。

続きまして、資料10をおあげいただきたいと思っております。最後のところでございますが、中期目標につきましてご説明させていただきます。

第1の中期目標の期間ですが、5年間としております。

2の業務運営の効率化に関する事項でございますが、学理及び技術の教授、こちらは、多摩にございます農業者大学校の方でございますが、こちらにつきましては、教育時間当たりのコストを3%低減させていきたいと考えております。具体的には、現在、農業者なり法人等、地域で活躍しております方々による特別講義などの教育時間を増加させていきたいと考えております。また果樹農業に関する研修業務につきましても、研修時間当たりのコストを3%低減させていきたいと考えております。

第3ですけれども、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上ということですが、最初の方の多摩にございます農業者大学校でございますが、そちらにつきましては、学理及び技術の教授に関する業務としまして、アとしまして、学生の就農状況を維持・改善していこうということで、卒業した後も学生に対する卒業後の農業経営につきまして具体的な指導を行っていく、また、卒業後の就農状況ですけれども、現在のところ、9割弱でございますが、就農率概ね90%以上を確保していきたいと考えております。

教育内容につきましてですが、卒業した後、間もない、2年程度の農業者を対象に在学

中の教育の満足度につきましてアンケート調査などを実施することによりまして、より満足度の高い教育を実施できるようなカリキュラム編成を行っていくということを考えております。

(イ)としまして、さらに中堅になりつつあります5年以上を経た農業者を対象に、望ましい教育内容はこうすべきだというようなアンケートを実施しまして、新たな教育の方向について反映させていきたいと考えております。

果樹農業につきましても、同様に、研修生の就農状況を概ね90%以上を確保していくように努めていきたいと考えております。

研修内容につきましても、実際に果樹の担当部局、都道府県の果樹産地の担当部局などに対しまして、望ましい研修内容についてのアンケート調査を実施することによりまして、それを研修のカリキュラムに反映させていくということを考えております。また研修生自らが取り組む栽培管理計画、そういった実習の導入等研修の中身の改善を図っていききたいと思っております。こちらにつきましては、1年間の研修コースが標準になっておりますが、それに加えて、短期研修についても内容の充実を図っていききたいと考えております。

2でございますが、附帯する業務としまして、卒業生への経営実態調査・情報提供ということで、卒業後の農業者を対象にした農業経営の実態に関するアンケート調査を実施し、フォローをしていきたいと考えております。また、卒業後の農業者の中から2事例以上を抽出しまして、詳細な経営の状況についての把握をしていきたいと考えております。また、全国に散らばって活躍されております卒業後の農業者を対象に、毎年度、全国2地域程度におきまして研究集会を開催していくということを予定しております。また、望ましい経営改善状況に関する必要な情報を、毎年度2回程度ホームページに掲載していきたいと考えております。

また、関係機関に対しまして、望ましい農業者教育の方法に関する情報提供を行っていくことを考えております。県の農業大学校、あるいは民間の研修教育施設に対する情報提供をしていきたいと考えております。また、公開講座などを開催し、あるいはインターネットを活用することにより、こういった農業者大学校の業務の内容、あるいは卒業生が地域のリーダーとして活躍している、日本農業に貢献しているということを国民に対する理解を得るように努めてまいりたいと考えております。

財務内容の改善に関する事項につきましては、記載されているとおりでございます。

以上でございます。

松本分科会長　　ありがとうございました。

長時間にわたりまして事務局の方からご説明を受けたわけでございますが、私の勉強不足で、若干語句の説明をお願いしたいというところがございますが、肥飼料検査所の中期目標の中で出てきますH A C C Pということは、何の略でしょうか。

吉田生産資材課長　　失礼いたしました。申し上げます。資料8の6ページ、「ウ H A C C Pに関する調査及び検証」このH A C C Pというのは英語の略でございますが、フルで申し上げますと、ハザード・アナリシス・クリティカル・コントロール・ポイント・エバリュエーション（危害分析重要管理点）ということでございますが、従来、安全性をみるのに、昔よくやられておりましたのは抜き取り調査、サンプル調査で、そこに、例えば病原菌だとかそういうものがついてないかどうかの検査を行うわけですが、そういう検査方法ではなくて、あらかじめ製造工程なら製造工程の中で、どこが危機管理を行う上で必要なところかというのをチェックしておいて、その製造管理が十分行われているかどうか、それをチェックするという仕組みでございます。

松本分科会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまから質疑に入りたいと思います。どうぞ質問のある方、あるいはご意見のある方、お願いいたします。

徳江委員　　3点ばかり質問させていただきます。

まず第1番目は、6法人すべての中期計画が5年というように設定してありますけれども、一応3年以上5年以内、そういう中期の期間を設定しておりますので、これをあえて5年間にした意味ですね、3年でもいいのではないかと私ども考える余地があるのですけれども、その辺の、なぜ5年にしたかということ、それが1点です。

財務の方の専門家の立場で、5年間で収支均衡をする、こういうような目標でございますけれども、これも、すべて5年間でできるのか、その辺、多分この後、年度計画が入ると思いますので、これも、運用の仕方によっては3年で収支均衡とか、あるいは4年で収支均衡、こういう考え方もあるのではないかと思いますので、この辺の、中期計画内の収支均衡というのは、ちょっと考える余地があるのではないかのというのが2点目。

3点目、最後の農業者大学校の概要のところ、財務の関係で借入金の抑制というのが入っておるのですけれども、ほかの5法人は入っておりませんので、あえて農業者大学校の方に借入金の抑制という項を何故入れたかということです。現行会計制度は、独立行政

法人の会計制度とはちょっと違いますので、借入りに依存しているかどうか、その辺がはっきりわかりませんが、なぜ借入金の抑制を入れたか、お尋ねします。他の法人は、借入金を入れないでも収支均衡しよう、そういう意図だと思えますが。ちょっとその辺の、なぜ農業者大学校だけが借入金の抑制というのを入れたか。以上3点でございます。

松本分科会長　それでは、ご説明をお願いしたいと思います。3つほどご質問があったかと思いますが、まず中期目標が5年としているのはいかなるものかというご質問でございます。

内藤品質課長　各法人ごとに説明したいと思います。まず消費技術センターでございますけれども、ご説明しましたように、消費技術センターの行っている業務と申しますのは、食品などの品質の確保、表示の適正化でございます。そういう意味では、表示制度が変わったこともございますので、なかなか普及、定着ということが一朝一夕にできないと思っております。やはりある程度長期に腰を落ち着けてやりませんと、難しい。では、どれぐらいの期間がいいのかということですが、まず第1に、センターの業務が基本としている食料・農業・農村基本計画が5年ごとに見直すということになっております。食品などの規格、スタンダードを決めておりますJAS規格が、すべて既存のものも含めて今後5年間で見直すということ、それから有機食品の検査認証制度を設けましたが、その登録認定機関については、登録の有効期間が5年間ということになっております。したがって、こういうことをいろいろ総合しまして、5年が区切りとしていいのではないかと思っております。

収支均衡でございますが、消費技術センターは、運営交付金で基本的に賄います。したがって、交付金の中できちんと5年間、やっていきますという意味でございますので、どこから自前の財源を探してきて、それで賄いますという意味での収支均衡ということではございません。

宮永種苗課長　種苗管理センターでございますけれども、私ども作物を相手にしているものでございますので、実際に植物を栽培して調査したり、また増殖、配布等を行いますので、結果等を考えますと、年に1回しかできないということ、それに、かなり気象等の外部要因に左右されやすいということで、ある程度の長い期間がないと、いろんな課題解決ができないおそれがあるということで、3ないし5年いっばいの5年間をとらせていただきました。

収支につきましては、本当の営業的な意味合いもないものですから、交付金の中で賄っ

ていくということで、一部収入等がございますけれども、この辺の細かいところにつきましては、中期計画の中でセンターの方から提出させて明らかにしていきたいと考えております。

田原畜産技術課長 家畜改良センターでございますが、家畜改良にかなり長期の時間がかかるということが1つの理由でございます。例えば牛の改良をやろうとしましたときに、優秀な雄牛をつくらうとすれば、まず雄牛をつくるために最低でも1年はかかる。その雄牛が大きくなって、その雄牛から精液をとって子供の雌牛をつくって、検査といいますが、乳量どれだけ出るかということをチェックした上で、どの雄牛が一番優秀であるかということの選別をやらなければならないわけございまして、そういう意味で、例えば雄牛を作出するにも、最低5年ぐらいはどうしてもかかってしまうというのが1つでございます。それから農林水産大臣が定めております、例えば酪肉近代化基本方針でありますとか、家畜改良増殖目標、こういったセンターが業務を行う上で国の政策と当然のことながら整合性をとりながらやっていかなければならない、こういう上位目標につきましては、おおむね5年おきに改定されるということになっておりまして、現行の目標も昨年つくられたばかりでございますので、そちらとの整合性という形からも5年の目標期間というのが最も適切ではないかということで選定いたしました。

吉田生産資材課長 まず肥飼料検査所の方でございますが、これまで3法人がいわれたのと共通の部分は省略させていただきますが、肥飼料検査所の方で、独特のことといえますと、冒頭、背景の説明のところ、汚泥肥料の進展というようなことを申し上げたと思いますが、実はまだ緒についたばかりでございます。汚泥肥料が今後どのような状況で登録が増加していくのか、その辺は、ある程度の期間をみないと何とも申し上げられないところでございます。したがって、ここは、余り短期間で目標設定期間では、合理化目標ですとか、そういったところは設定しにくいといった側面がございます。

農薬検査所の方でございますが、これも作物の栽培と若干似ているのですけれども、農薬の検査期間というのは、例えば登録保留基準というものが必要なものがございますが、こういったものは現在、平均1年ちょっとかかってございます。そういった観点から、少なくとも5年程度は、中期目標の期間として置いておく必要があるのではないかと考えております。

収支につきましては、最初にいわれましたものと共通でございます。

斉藤女性・就農課長 中期目標の期間につきましては、農業者大学校、3年次までご

ざいます。先ほどもご説明させていただきましたが、卒業後のフォローということも含めまして、また農業者大学校に入りますには、事前に1年以上の農業実習体験が必要だということでもありますので、最低3年から5年ということではありますが、5年ということ中期目標の期間を設定させていただきました。

収支につきましては、極力均衡を図っていくということを旨としておりますが、私どものところだけ借入金を書きましたのは、現在、こういった農林漁業者の育成機関としまして、農業者大学校のほかに水産大学校がございます。水産大学校の方の中期目標とも、同じ農林漁業者育成ということでもありますので、そちらの方とも調整しながら書き入れたものでございまして、水産大学校の方とも含めまして、その書きぶり等につきましては検討させていただきたいと思えます。考え方としましては、収支の均衡を図り、借入金は極力していかないという方向でございます。

松本分科会長 徳江委員、よろしゅうございますか。

徳江委員 私の理解としては、中期計画の設定については、農林水産省の政策、それから施策、事務事業、こういう体系で評価されると思えますが、その辺の政策の問題、政策の期間が5年なりでいく、もう一つは、分科会は生命を扱うということで、生命のライフサイクルというようなことを考えると、この辺では5年間かなと、よく理解できました。ありがとうございました。

加藤委員 突然たくさん資料を拝聴したので、十分理解がいかないのですが、印象として申し上げさせていただきます。コストの何%削減とか、立入検査件数や、対象検査品目の何%削減といった非常にいろいろな効率化の数字が出てくるわけですが、パーセント設定の根拠はそれぞれあるのだらうと思うのですが、効率化、結構ですが、効率化の裏で、初期の事業目的、それは国民の期待に沿うべきものであると思うのですが、そういった国民の期待にこたえ得るのかどうか、ちょっと不安になりました。それは印象でございます。ですから、こういったような合理性のもとに、特に仕事量をただ効率化だけでみていいのかどうかということでございますね。

松本分科会長 ご意見として伺って、事務局の方でどう……。

加藤委員 それと、むしろ逆に、減らすものだけではなく、必要に応じて増やすべきものも当然あると思うのですね。この5年間を今回立てますと、それに対してアローアンスをどのようにみていくのかという、必要に応じては、緊急度が高ければ入れなければならないものも出てくるだらうと思えます。その辺はどのように勘案するのでしょうか。

内藤品質課長　例えば消費技術センターを例にとりますと、中期目標案の1枚目に、調査所要時間、検査所要時間の10%削減とあるわけですが、私ども、今の検査手法を最初から最後までずっとみて、分析してみたわけでございます。その結果、例えば農薬分析でいえば、分離というのに一番時間がかかっておりました。その分離手法を少し変える、ほかの手法に切りかえることによって、その時間が短縮できるのではないかということから、5年間、それに取り組んでいこうということでございます。ですから、できる成果というのは一緒でございます。ただ、その間にやり方を工夫し、新しい技術を取り入れることによって、より短時間で検査ができるようにしていきたい。それは、なぜそういうことを考えているかといいますと、例えば1の(1)のイに書いてございますように、今後いろんな新しい需要が出てくると思っております。そうしますと、既存の体制、全体の人をふやさないようにして新しいニーズにこたえていくためには、やはり既存のものを効率化できるものは効率化して、新しい業務に対応できるようにしたいというのが基本になっております。したがって、新しい業務に対応するために改善できるところは改善し、効率化できるところは効率化して体制を整えていこう、こういう考え方でこの目標を立てております。

松本分科会長　よろしゅうございましょうか。

加藤委員　不安が解消されれば結構ですけれども、結果をみてみないとわからない...
....

日和佐専門委員　余りたくさん行政法人が多いので名前だけが.....、消費技術センターにお願いすることではないかと思うのですが、残留農薬検査結果について公表されていますね。この公表の仕方が、私、具体的にチェックしていないのですが、基準値のものは公表していないと思いますが、基準値以下でもぜひ数値を公表していただきたいと思いますので、そうした情報の提供という意味合いでは、どのような公表の仕方を　検討していらっしゃればそれでいいのですが、していただきたいと思います。

多分こちらにいつてやっていただけることではないかと思うのですが、いわゆる基準値以下であるかどうかというデータは、検査によってかなり今集約されているのですが、使用実態が、実はよくわからないのです。私もちょっと調査をいたしまして、JAの方にも資料提供をしてもらったのですが、それはJAのところでも出荷量しかわからない。JAだけですと、大方は入っているのですが、トータルではないということもあります。実は使用実態が一体どのくらいなのかというのは、出荷量でしかわからな

いというのが現状です。そんなことを気にしなくてもいい、きちんと安全に使用しているからというお答えがよく返ってくるのですけれども、やっぱり実態を知りたいと思いますので、そのあたりはご検討いただきたいと思います。

飼料添加物の件ですが、これは水産用も含まれているのかどうかということをお伺いしたいのと、75品目について基準・規格の情報等を収集して検討すると書かれていますけれども、75品目というのは、いわゆる飼料添加物が、今かなり多いと聞いているのですけれども、どのくらいあって、75ということで決めた根拠ですね、私はなるべく調査対象の品目数をふやしていただきたいと思っています。動物用医薬品と飼料添加物として使われる医薬品との関係があって、消費者からしてみれば非常にこのところがわかりにくいのです。それから飼料添加物に使用される医薬品、主に抗生物質だとか抗菌剤などですけれども、それは残留は0といたしますか、NDだと聞いていますけれども、そのあたりも含めて、ちょっとご説明いただければと思います。

もう一つ、農業者大学なのですけれども、年間どのぐらいの生徒さんの数が入学されているのか、その実態を教えてください。

松本分科会長　　まず最初の3つの……。

内藤品質課長　　最初の2つでございますが、残留農薬の公表ですが、現在、基準値以下のものは公表しておりません。消費者の方々の関心が非常に強いことでございますので、今後、どういうふうな公表の仕方が一番適切なのかについて、至急検討したいと思っております。

農薬の使用実態の方は、消費技術センターが残留農薬を調べる際には、当然どこから来たかということがわかるような形のものについて調べておりますので、これを生産現場にフィードバックする形で使用実態について、適切でないものは指導するという形でやっておりますが、それ以外の個々の生産現場がどういうふうに農薬を使用しているかということまでは、なかなか消費技術センターでは把握し切れておりませんので、どういうふうにすればいいのかというのは、関係のところと相談させていただきたいと思っております。

日和佐専門委員　　使用実態と、トータルでの使用量も知りたいわけですが、実際どのぐらい使用されているかということが分からないのです、現実には。出荷量でしかない。出荷されたものが全部使われてはいないのですね。

吉田生産資材課長　　今の点については、ご要望があるということは承知しておりますけれども、委員、ご説明がありましたように非常に難しい。出荷量は簡単に把握できるの

ですけれども、使用量というのはなかなか 出荷はしたけれども、その年、利用されずに倉庫にというのもありますから、はっきりいまして、使用量を的確に把握しろというご注文は、かなり厳しいなというように思います。ただ、そういうご要望がありますので、どうすればそういうものがつかめるのか、もう少し検討してみたいと思います。

馬場需給対策室長 飼料添加物につきましてのお尋ねであります。飼料添加物、現在 151品目ということでありまして。10年で一応全部みようとということで、その半分ということで、5年間に75という目標を設定したものでございます。

水産用について、この中に含まれているかどうかということでありまして、これは含まれております。しかしながら、抗菌剤は水産用には使えないということのようでございます。

動物用医薬品と飼料添加物の関係でございます。ご承知のように動物用医薬品は、医薬品でございますから薬事法の適用がある。飼料添加物の方は、物でございますので、薬事法の適用はないということで、別のものとして よく紛らわしい名前をしておりますけれども、別のものとして取り扱われております。流通上も分かれておりまして、配合飼料工場でまぜられることはないというように承知をしております。

斉藤女性・就農課長 農業者大学校の関係ですけれども、3年コースのところは、1学年定員が50名でして、3年生までおりますので150名が定員になっております。また、果樹の方ですけれども、落葉果樹の研修所と常緑果樹の研修所ということで2カ所ございますが、それぞれ定員が25名になっております。そちらは1年コースを基本としております。

坂本委員 膨大な内容を聞いて、まだ消化不良になっておりますが、その評価の内容が、大きく分けて、数量化できる評価と、そうしにくい、例えば情報提供であるとか、あることの普及・啓発というような、いわゆる質的なものに分けられるのではないかと申すのです。特に最初の消費技術センターの場合も、技術的な評価もありますけれども、最初の方にございますのが、いわゆる消費者に対する情報提供というのがかなり大きなウエートを占めているだろうと思っておりますし、その他のところは、恐らく数量化した数値で評価が出てくるだろうと思っておりますが、昨年、食生活指針にかかわった関係で、そのところをちょっとみせていただいたのですが、あの指針の提唱というのは、消費者に、あるいは国民にそれを提唱することによって、国民の行動を変容させるというのが目的でございました。その結果、自給率が上がる、あるいは食品の廃棄、ロスが減るよというものが底に深く大きく沈んでいるわけですが、それを国民に行動として変容させるためには、都道府

県で5年間に何回情報提供いたしましたということが、果たして国民までに届いていて、そこで実際の行動が変容できているのかどうかという評価には、ちょっと距離があり過ぎるような気がするわけです。これは、あくまでも5年間の目標ですので、恐らく1年、2年、こういうアプローチをやりました。しかし、評価としてはこれぐらいの普及率しかない、あるいは実効度しかないので、3年、4年目には、また違ったアプローチをやるとういうご計画があたりだろうと思います。したがって、きょうは目標だけ伺いましたので、この次の計画のときに、ぜひそういった評価の方法をお考えいただいて、そして消費者が一体どれぐらい行動を変容したかということをお知らせいただきたい。

1つの例でございますが、実は最近、平成8年に制度が導入されました栄養成分表示というのが出ておりまして、もうかなりの年月があるのですが、その認知度が30%しかございませんでした。女子大学でこういうことを教育している学生にとっても、それでも60%の認知度でございます、まして男性の場合には、中高年の男性の場合は大変健康意識が高く、よくみてくださるのですが、若い男性の方はほとんど認知されていない。これは、普及活動の不十分なあり方なのかなと、そのときに数値をみて感じました。5年間やられて30%というのは、決して自給率の向上にも、いろんなものにもつながらないだろうという不安を私はもちましたので、僭越ながら発言させていただきました。よろしく願います。

松本分科会長　　今は、ご意見ということで……。

坂本委員　　そうです。計画の段階での期待ということです。

小林委員　　2点ほど伺いたいと思うのですが、1つは中期目標期間についてですが、これを5年とするというのは、農業なり事業の内容ということで、私自身は納得できるのですが、ただ、先ほど加藤委員からもありましたように、今ここで5年間の目標を決めまして、それをずうっと継続していくということに、いわゆる柔軟性といいましょうか、フレキシビリティというものが必要ではないかと思うのです。確かに通則法の中にも、必要であれば主務大臣がその変更を命ずることができるということになっておりますが、例えばこの評価委員会の中で、中間的なサーベイみたいなものをおやりになるとうようなことをお考えになっているのかどうかということが1点です。

もう1つは、例えば農業者大学校なりについて、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、時間当たりのコストを低減させるとうようなこと、これは、法律の中でコスト低減ということが一つの目標というか、必要事項として掲げられているので、かなり無理

をされているのではないかというような気もするのですが、教育自体をどうコストとしてみるかという、私たち非常に問題にしておりますが、私はむしろ、コストを問題にするというよりも、当然効果のことをより重視して行うべきであり、必要であればそこに、より多くの予算なりを割くという必要があると思うのです。

ただ一つ気になっているのは、民間なり、あるいは大学校ですと、地方自治体がそれぞれ大学校なりをもっておるわけですね、それとの特色の違いといいたまいますか、役割の違いといったものをどういうふうに出すのか、これは大学校だけではなくして、ほかの機関についても、私の認識不足かもしれませんが、例えば改良センターなんかは家畜改良事業団というようなものがありまして、それは多分もう既に業務のすみ分けといいたまいますか、違いというのはあると思うのです。それについて、我々にもわかるように、もう少しどういうふうな任務分担の違いがあるのかということをお聞かせいただければ非常にありがたいと思います。

松本分科会長 それでは、お答えを……。

齊藤女性・就農課長 最初に農業者大学校の方についてお答えさせていただきます。私どもも本当に教育の効果を何ではかるかというのは非常に難しい、卒業してすぐ効果があらわれるというものでは、必ずしも言い切れないで、10年後、20年後に自分の経営なり地域の発展に生かされているということなので、その辺は非常に難しいところであります。今回の中期目標で打ち出しておりますのは、基本的には全体の交付金というか予算がございますので、その中でコストをふやさないで実際に生徒なりのニーズに合ったものやっいていこうということで、先ほど説明不足でありましたが、例えば法人などで成功されている方、あるいは家族農業経営で頑張っていらっしゃる方、そういった方々ですね、内部の先生とか、あるいは大学の先生を中心に今までやってきているところがございますので、今後は、そういった外で活躍されている方々の特別講義という形で、タイムリーなテーマを設定しまして研修をやっしていきたい。そういった時間をふやそうということをお考えしております。

もう1つは演習ですね、聞くだけではなくて、自分でプロジェクトをつくって、それを実際に取り組んで、また結果も吟味する、そういった演習の時間をふやしていきたいということで、トータルとしまして人件費等のコストをそうふやさずに効果の方を高めていこうということで打ち出したものでございます。

もう1点のご質問は、道府県に県の大学校がございます。それとか、最近では就農準備校

ということで、サラリーマンなどが夜間とか土日を使いまして基礎的な農業の勉強をしたり、あるいは1週間程度実習を受けるというようなことも非常に関心が高まっております。そういった研修の要望も高くなっております。私どもは、独立行政法人として行います農業者大学校と、それぞれの県の地域の実態を踏まえた県の担い手育成のための農業大学校、農業後継者ではなくても、農業に全く関係なかった人でも農業につきたいという人はつけるようにする、そういう就農のルートがさまざま多様化しておりますので、ご指摘のとおり、それぞれの特色を生かした研修の内容ということで、わかりやすい特色を打ち出しながら実施していきたいと考えております。

町田生産局総務課長　小林委員の最初のご質問である中間のサーベイの関係でございますが、資料2のところ、先ほどちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、一番下の【審議事項】のところ、今日ご議論いただいております中期目標、さらに中期計画の3番目に「独立行政法人の各事業年度の業務実績に関する評価」というのがございますので、当然、各年度の業務実績が中期目標なり中期計画に即してどうだというようなことは、こういったところでご審議、またはご評価をいただくということになろうと考えております。

内藤品質課長　坂本委員がご指摘になった食生活指針の話について、ちょっとコメントしたいと思うのですが、実は食生活指針の普及・定着といいますのは、消費技術センターだけで行うというものではございませんで、ご承知のように都道府県、農林水産省全体、文部科学省、厚生労働省、そういった者が一丸となって取り組んでいくということになっています。その中で消費技術センターもその一翼を担うということになりますので、そういうことからして、どういうやり方が、中期計画とか実際上の業務で適切なのかということについての考え方になろうかと思えます。この意味で、いきなり食生活指針の普及度とか認知度ということを、消費技術センターの目標としてはなかなか掲げにくい。もちろんそれは、省全体の問題としてとらえて考えなければいけないのではないかと考えておりますが、なお担当課ともよく相談していきたいと考えています。

田原畜産技術課長　家畜改良センターとほかの機関の関係でございますけれども、今、小林委員からお話がありましたように、家畜改良事業団という社団法人がございます。家畜改良事業団と家畜改良センターの、簡単にいってしまいますと、家畜改良事業団の方は、センター等で作られました種雄牛の精液等を一般の農家の方々に全国的に配布するという機能をもっております。したがって、家畜改良センターが優秀な種雄牛を作出した

場合、その種雄牛を家畜改良事業団の方に貸し付けたり、そういう形で渡しまして、それが家畜改良事業団を通じて全国津々浦々までに配布されるという仕組みになっております。そのほか家畜改良センターは、後代検定事業の全国的な調整ということも、センターとしては今後実施していくことにしております。

松本分科会長　ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

高橋（英）専門委員　種苗管理センターさんの中期目標で2点ほど、確認なりお願いでございます。

資料6の1ページ目でございますが、ばれいしょの、特に原原種の生産・配布でございます。特に省力化して、さらにコストを低減していくというようになってございますけれども、私ども主産地にありましては、現状のいただいている原原種のお値段も、安いというのではなくて、むしろ高いのかなと、そういう評価でございます。省力化もいいのですけれども、そういう中での先々のお値段がどのように設定していくのか、そこら辺が1つございます。できれば安くしてもらいたいというのが率直な意見でございます。

3ページ目くらいに原原種、すなわちばれいしょというのは、いただいてから半年ほど保管するわけでございますけれども、いただいたときの品質と実際に植えるときの品質というのは非常に様変わりするほど品質の劣化も激しゅうございます。そういう中で、現状の、原種も採種もそうなのですけれども、生ものですから、置いておくと非常に品質が悪くなる。そうすると事故というのが非常につきものでございます。そういう中で、事故に関しては適切な処置をされるというようになってございますけれども、それをより具体的に、明文化なりしていただきたいということと、さらに原原種というものが品質的に春先使えない云々になった場合、そこら辺の現物対応、そこら辺も明確にさせていただいた方がよろしいのではないかと、これは、むしろ主産地側の原種なり採種をつくられている農家の強い意見でございます。そこら辺を反映していただければ助かるということでございます。

松本分科会長　お答えをお願いいたします。

宮永種苗課長　お答えしたいと思います。まず中期目標の中の省力化、コストの低減と書いてございますのは、私どもが生産する段階でできるだけコスト低減を図っていくという、つくる方の段階でございます。現物の種としての値段につきましては、産地の皆さんとも十分お話しをしながら今までされてきたわけでございますが、コスト的にはもっともってかかっておりますので、かかったコストを全部そのまま製品価格にはね返るといようなことは現実的ではないということ、国がやっている事業でございますので、実

際の実需者の皆さん方の状況を考えた価格決定をしてきてございます。この辺につきましては、中期目標、中期計画というのではなく、業務の中で位置づけていきたいと考えてございます。

先ほどの事故の話につきましても、計画に書くような中身ではなしに、業務の遂行する上で地元の実需者の皆さん方に不安のないような体制はつくっていききたいと考えてございますので、先ほどのご要望として、また種苗管理センターにも話を伺っておきたいと思っております。

間委員 田原課長から先ほどお話があったのですが、家畜改良事業団のことでお話があって、家畜改良センターの3番にいろんな関係団体との連携を図るといっているのですが、特に養豚家の方でいわれているのが、養豚の改良ということになると、各県でいろんな改良センターというわけですね。国でももちろんあるわけですが、そういうものを何とか、小さいところがいっぱいあって同じようなことをしていてもなかなかうまくいかんじゃないかという意見があるわけです。そういう意味で、連携のところをもっと具体的に いい文章だし、もっとやっていただきたいということを強くお願いしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

松本分科会長 そういうことで、よろしく。

佛田専門委員 大きく分けて3つ質問とご意見を申し上げます。

1つは、消費技術センターの資料5の3ページの下にございますけれども、顧客満足度を5段階で3.5以上という部分と、家畜改良センターの資料7の4ページの(4)のところに「消費・流通ニーズ」という言葉が出てまいります。両方とも消費者というか、需要者側のことに関連しているわけですが、例えば顧客満足度について、どういう概念をおもちなのかということ、それから、いかんせん、先ほどもいろいろご説明がございましたが、家畜の改良につきましても非常に年限がかかるわけございまして、ニーズの把握によって非常に時代おくれになってしまうおそれが大きいわけです。ですから、その辺について、こちら辺の言葉についてどういう概念をおもちなのかご質問です。

資料8の2ページのイのところ、肥飼料検査所の資料ですが、資料9の農薬検査所の2ページの天敵等の生物農薬の実用化の促進ということがございますが、今、農業生産の現場では非常に持続型農業が注目をされておりますし、現実には多くの農業者がそのようなものを強く求めてきているという状況でございます。ですから、その辺については特段の取り

計らいをしていただいて、例えば肥料の検定とか農薬の検定につきまして、積極的な推進をしていただきたいと思います。

資料10の農業者大学校のところですけども、この3月1日に、農地法の改正によりまして農業法人が株式会社化が認められるということがございます。まさしく農業が生活者に求められる企業経営ということで、政策も、現場も進んでいっているわけでございますので、その辺を意識した経営者の育成が必要だと思えます。一方、先ほど持続型農業ということでお話しをしていただきましたけれども、持続型農業のための農業者の育成というのは、なかなか現在の農学の分野では、もう一つ充実してない部分が多いのではないかと、私は印象をもっておりますので、その辺も含めて充実した目標の運営をしていただきたいと思います。

松本分科会長 それでは、一番初めのご質問にお答えをお願いいたします。

内藤品質課長 消費技術センターの方で顧客満足度というのを掲げておりますが、これはイギリスのエージェンシーで行われているようなことも参考にしながら考えておるのですが、例えば提供した情報についてアンケートをとります。そのときに、5段階で評価をしていただこうと。例えば一番いいのは「大変役に立つ」その次に「かなり役に立つ」「普通」「余り役に立たない」「全く役に立たない」、こういうふうな5段階のアンケート調査をしまして、それで答えが、「かなり役に立つ」と「普通」の間である3.5ぐらいのところに行くように、いろんな情報提供のやり方とか情報提供の内容をチェックしていこうというように考えております。

田原畜産技術課長 家畜改良センターの中の4ページのところにあります「消費・流通ニーズへの対応」、どういう形でこれをとらえているのかというご質問でございました。従来、鶏の改良は、どちらかという経済形質といわれる面に重点が置いて進められてきたと思えます。例えば卵用鶏である場合は、産卵率をなるべく高くしようとか、肉用鶏であれば飼料効率を上げる、そういった面に重点が置かれてまいりましたが、こういった面も引き続き重要ではございますけれども、今後は、消費や流通のニーズへの対応が重要である。これは、具体的に我々が今改良の中で進めていこうとしておりますのは、例えば消費面では、肉用鶏では、今、低脂肪、脂肪がたくさんついたような鶏肉というものについては、今の消費者のニーズにはなかなか合わない。したがって、脂肪の検査方法等の開発とあわせて、低脂肪の系統の鶏の作出につとめていきたいと考えておりますし、また流通・消費、両方でございますけれども、卵殻強度と我々はいっておりますけれども、卵

の殻のしっかりとした系統の造成、特に赤玉の卵については、中にどうしても肉斑や血斑などが入り込む頻度が高うございまして、こういったものの極力少ない系統の造成、こういったものを中期目標の中で作出していくべく努めたいと考えております。

吉田生産資材課長 持続型農業の観点で、肥飼料検査所、農薬検査所の方の記述の関係でございますが、今お話がありましたように持続型農業ということで、例えば肥料ですと污泥肥料、農薬ですと生物農薬、こういったものの重要性というのは高まっておると思いますが、ここにも書いてございますが、さはさりながら、污泥肥料で有害成分がほ場に持ち込まれるというようなことが決してあってはいけないわけで、その辺のチェックもしっかりしていきたいと思っております。

澤田農薬対策室長 農薬でございますが、先ほどおっしゃっていた生物農薬とか、フェロモンとか、そういったものですが、通常化学農薬に関して膨大な試験データ、薬効、薬害、毒性、残留性についてそれぞれ膨大な試験項目を要求しているのですが、これら生物農薬、フェロモンとか、そういったものについては、慢性毒性でありますとか、残留性試験でありますとか、一部省略いたしまして、必要ないという措置をしております。それも含めて今後とも登録の迅速化ということを図って、登録の促進を図ってまいりたいと考えております。

斉藤女性・就農課長 先ほどの佛田委員からですが、持続型農業を実際にできる農業者の育成というのは、まさに将来の農業のあり方に沿うものでありますので、内容等ご意見を踏まえて充実していきたいと考えております。

加藤委員 家畜改良センターのお仕事について伺いたいのですが、私の知るところでは、クローン技術の牛については、消費者は不安と、余り歓迎しがたい意識状況にあるのではないかと思うのですが、クローンは今後強力推進の方向でいらっしゃるのか、私としては、進める必要があるかどうかは世論をきちんと把握した上で、その範囲内でやっていくべきではないかと思っております。

松本分科会長 ちょっとお答えいただけますか。難しい問題ですね。

田原畜産技術課長 クローンについてはいろいろご議論があるわけですが、クローン技術、家畜改良という観点からみますと、家畜改良の進度をアップするという観点からは極めて有望な技術だというように考えておられて、技術開発なり、これを活用してどう家畜改良に生かすかという研究といたしますが、取組というのは必要であろうと考えております。ただ、今、クローンの畜産物を出荷するなり、そういう段階におきましては、

まず一つは、消費者の方々に正確にちゃんと情報を伝えるということが大事だと思いますし、例えば体細胞クローンにつきましては、厚生労働省の方で研究班をつくって今、調査されているところをございまして、我々としては、消費者の方々のいろいろな不安を含め、いろいろな受け取り方がございますので、厚生労働省の調査班のちゃんとした答えが出るまでは、体細胞クローン牛については出荷を自粛してほしいということで、各実施している研究機関等をお願いしているところがございます。

加藤委員 表示をごまかしたり、何となくもやもやしているのはまことによくないので、その辺も含めて、細かいことですがけれども注文したいのです。

井上委員 加藤先生の話に関連するところですがけれども、遺伝子組換え作物とかクローン技術に関して、日本はアメリカに比べて遺伝子組換えに対する一般の方の知識というのはかなり低いような気がするのですけれども、もちろんホームページで、Q & Aでちゃんと開いたらわかるのですけれども、遺伝子組換えのどこが危険でどこが安全で、つまり農薬を使った大豆と、農薬を使わないで遺伝子組換えの大豆と選ぶのはあなたなんですとか、そういうふうな正しい知識の啓蒙というのを、この中にも確かにどこかに書いてあるのですけれども、さらに推進していただきたいと思います。

あと一つですがけれども、農業者大学校ですがけれども、卒業生にアンケートすると書いてありますけれども、現実には、私、大学にいる人間としては、在学生にもアンケートをとるというのは必要なことだと思います。

田嶋専門委員 農業者大学校ばかりいって申しわけないのですけれども、先ほども小林委員からご指摘がありました教育時間当たりのコスト3%低減させるということと重なるのですが、教育時間当たりのコストというのが余りよくわからないということがまず一つあるのですが、それと、コストを低減させるために特別講師のようなものをこれまで以上に招くというようにおっしゃいましたけれども、むしろ教育サービスを手厚くして特別講師のようなものに来ていただくということになりますと、一般に考えると、コストがかかっていくのではないかと思うのですけれども、そのあたりのお金はどうなんでしょうか。教育にかかるお金、これを削るとするのは相当な覚悟が必要になってくるのではないだろうかと思うのですね。一般的に3%という数字を出してしまっているものかどうかという感じがいたします。

もう一つですが、卒業生だけでなく在校生にもアンケートをした方がいいのではないかというご指摘、私も大賛成なのですが、そうした方向で広くいろんな年齢層に当たって、

農業者大学校がこれからどういう教育内容でいくのかということの基本的な方針を出していく必要があるだろうと思うのです。そこで「教育内容の改善等」というところで、(ア)として、卒業後2年程度の農業者を対象にして満足度を調べて、満足度の低い教科についての見直しを行うというのが、まず一番前面に出てきてしまっていますが、これを少し後ろの方に下げたほうがいいのではないかなという気はするのですね。それよりも(イ)の方の「5年以上を経た農業者を対象に」というところ、そして地域のリーダー、農業のリーダーになるために農業者大学校でどんな教育をしておいてほしいのかということ、しばらくたってから、一人前の農業者になってから振り返ってみて、こんなことをやっておいてほしいというような意見をたくさん集めていく必要があるだろうと思うのです。大学なんかでも、授業をどう評価するかというのは非常に難しく、特にそこに在校生、あるいは卒業したばかりの生徒たちの意見を反映させるというのは、どう反映させたらいいかというのは非常に難しいところなんですね、学生が余り満足してないという授業が必要でないかといえば、そんなことは全くないわけで、将来何が必要になるのかということから考えていかなければならないものだと思うものですから、少しこのあたりの記述をお考えになっていただけたらと思います。

松本分科会長 最初の方の教育コストを削減するというのはどうかということに対して……。

斉藤女性・就農課長 教育コストにつきましては、今後の予算などについてお話しするときにもう少し具体的に出せると思いますけれども、考え方としましては、職員の人件費と固定的な経費をふやさない方向で、全体的には教育の質は高めていくということを基本にしております。

また、在校生についてのアンケートなども当然でありまして、担当教官というものが日々ついておりますので、生徒のニーズを十分把握して、今いる生徒に十分な教育をやるというのは当然というように考えております。またアンケートなども、在校生についてもやっていくことにしております。

5年以上を経た農業者ということでありまして、農者大も昭和43年に設立されておりました、30年を迎えております。卒業生も1,000名ほどおりました、まさに一番上の方は就農30年を経て、本当に地域のリーダー、日本のリーダーということで農業界で活躍されている方もたくさんおられますので、そういった方々も踏まえて、5年以上ということ、ちょっと幅広くとっておりますので、アンケートの対象は広くとらえて、高い見地からの教

育に対するご意見をいただきたいと考えております。

松本分科会長　　ありがとうございました。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

大体ご意見が出そろいましたので、予定の時間を若干オーバーしておりますので、議事を進めさせていただきたいと思います。

なお、この中期目標につきましては、先ほどお伝えいたしましたように、次回の分科会におきまして皆様に決議をしていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

また、中期目標につきましては、お金の絡みもございますので、財務省との協議等の手続を経ることになります。そのために、今後の文言等の修正があり得ますことを申し添えておきたいと思います。

それでは、今後の進め方につきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

町田生産局総務課長　　第2回目の農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会でございますが、3月の中旬に開催するということを提案させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいいたします。

松本分科会長　　いかがでしょうか、3月の中旬でございます。

武田専門委員　　今、分科会長がおっしゃいました、今回は決議ということでしたけれども、きょうの案に対して、今の議論で修正されたものが、また改めて来る。その場でみながら決議すると……。

松本分科会長　　審議をした後ですね。よろしゅうございますか。

武田専門委員　　はい。

町田生産局総務課長　　可能であれば、事前にお配りができればと思って、ちょっとその辺がはっきり、現時点では……。

松本分科会長　　いきなりというよりも、あらかじめ……。

町田生産局総務課長　　そこは、ちょっとこちらで検討して、できるだけご要望に沿うようにしたいと思います。

松本分科会長　　内容をよく読んでいただいた上で決議に臨んでいただく、これがいいわけですので、私もその方向に極力お進めをしていきたいと思います。

3月の中旬を第2回の会議、予定しておりますが、よろしゅうございますか。　　幾つか恐らく候補があると思うのですが、それでよろしくお願いいいたします。

それでは、次回の分科会は、まだ日にちは決まっておりますが、3月の中旬というこ

とで、具体的な日程は別途事務局の方から皆様方にご連絡をしていただくということにしたいと思います。

長時間にわたりまして、大変ご熱心なご意見を賜り感謝しております。以上をもちまして本日の農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会を閉会させていただきます。委員の先生方並びに専門委員の先生方には、大変長時間にわたってご熱心な審議をしていただき大変ありがとうございました。以上をもちまして閉会といたします。

了